

J-Startup OKINAWA サポーターズ規約

令和6年5月9日商産第 219 号

1 総則

この規約は、J-Startup OKINAWA 運営要領第2条の規定に基づき J-Startup OKINAWA サポーターズ(以下「サポーターズ」という。)に関して必要な事項を定めるものである。

2 目的

本制度は、沖縄県内のスタートアップ企業に対して積極的な支援を行う民間企業・団体等をサポーターズとして登録し、サポーターズと J-Startup OKINAWA 企業との連携を促進することで、J-Startup OKINAWA 企業の成長を図ることを目的とする。

3 サポーターズの活動に係る総合的な調整

サポーターズの活動に係る総合的な調整等の業務については、J-Startup OKINAWA 事務局(以下「事務局」という。)が担う。

4 サポーターズの種別

サポーターズは次の2種とする。

(1) 民間企業・団体会員

J-Startup OKINAWA の目的に賛同するとともに、スタートアップ支援の知見と経験を豊富に有し、以下のいずれかの具体的な支援が実施可能であり、その実施に当たっての責任者及び担当者が明確である法人とする。なお、支援内容は、無償で提供され、かつ、J-Startup OKINAWA 企業に対して独自若しくは新設されたサービスであるものとする。

① 事業活動に係る支援

クラウドサービス等の無償提供、情報発信、技術・経験を有する人材派遣など。

② 場の提供等に係る支援

自社保有スペースの提供、ピッチイベント等への招待、展示会・見本市への出展支援、市場調査等実施、実証フィールドの提供など。

③ 協業に係る支援

以下のスタートアップ企業との協業に対する相談窓口の設置及び担当者の明確化等の積極的な協力(スタートアップ企業との協業実績がある企業に限る。)。なお、自社製品の販路拡大等、営業目的ではないこと。

・プロトタイプ導入

・共同研究及び新商品開発に係る自社リソース提供

・販売チャネル及び人的ネットワーク提供など

④ 資金調達に係る支援

資金調達に係る相談(金融機関又はベンチャーキャピタルなど資金を供給する機能を有する企業に限る。)など。

(2) 公的機関会員

J-Startup OKINAWA の目的に賛同するとともに、スタートアップ企業に対する支援を実施する国並びに地方公共団体の行政機関及び国並びに地方公共団体の外郭団体とする。

5 サポーターズの登録手続

登録手続は、次に掲げる手順で行う。

(1) 登録を希望する団体は、登録申請書(様式1)により事務局に申請するものとする。

- (2) 事務局は、登録申請を受理したときは登録要件(別紙)に基づいて審査し、登録の可否を決定するものとする。なお、必要に応じて申請者に対して、面談(オンラインを含む)を実施すること又は追加資料を求めることができる。
- (3) 事務局は、登録の可否を決定したときは、申請者に対して、承認(非承認)通知書(様式2)を交付するものとする。
- (4) 事務局は、サポーターズの登録承認にあたり必要に応じて条件を付すことができる。
- (5) 事務局は、新た登録を承認した団体について、広く公表するとともに、J-Startup OKINAWA 企業へ周知を行う。

6 サポーターズの活動内容

- (1) サポーターズは、経営課題に対する相談対応や、販路拡大及び資金調達などに係る支援など、J-Startup OKINAWA 企業の成長に資する支援を行う。なお、J-Startup OKINAWA 企業への支援は、自主的に行われるものであり事務局からの報酬は無いものとする。
- (2) サポーターズは、事務局が実施するフォローアップ調査に協力するものとする。

7 禁止行為

サポーターズは、本規約に定める事項を遵守するほか、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 知り得た企業情報の漏洩、目的外使用等の不適切な行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) その他、社会通念上、事務局が不適切と判断する行為

8 退会

- (1) 退会を希望するサポーターは、退会申請書(様式3)により事務局に申請するものとする。
- (2) 事務局は、退会申請を受理したとき又は次のいずれかに該当すると判断したときは、登録を抹消することができる。
 - ① 当該サポーターが、法令又は法令に基づく大臣の処分若しくは指示に違反したとき。
 - ② 当該サポーターが、暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。
 - ③ 当該サポーターが、サポーターズとして不適切と事務局が判断したとき。
 - ④ 当該サポーターが、サポーターズの登録時の支援内容の実施が難しいと事務局が判断したとき。
 - ⑤ 当該サポーターが、事務局が実施するフォローアップ調査に協力しないとき。
- (3) 事務局は、退会の申請をした者又は登録を抹消した者に対して、退会通知書(様式4)を交付するものとする。

9 その他

- (1) この規約に定めるもののほか、サポーターズに関して必要な事項は、内閣府沖縄総合事務局 経済産業部及び沖縄県商工労働部の協議により事務局が定める。
- (2) この規約は、内閣府沖縄総合事務局 経済産業部及び沖縄県商工労働部の協議により改正することができる。

10 附則

この規約は、令和6年5月9日から施行する。

様式1

年 月 日

J-Startup OKINAWA サポーターズ登録申請書

J-Startup OKINAWA の目的に賛同し、サポーターとして参画することに同意するため、登録を申請します。

商号及び名称		
代表者職氏名		
所在地		
業 種		
主な事業内容		
団体 HP		
担当者	所 属	
	役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	
既に実行しているスタートアップ支援等の取り組み		
ほかのコンソーシアムや団体などの加盟状況		例) J-startup●●のサポーター、日本ベンチャーキャピタル協会など
スタートアップへの支援内容 (スタートアップの成長に繋がる内容)		(支援内容は公表させていただきますので、実施可能な支援内容を簡潔に記載くださるようお願いいたします。)
規約の遵守		<input type="checkbox"/> J-Startup OKINAWA サポーターズ規約を遵守する。 (同意いただけない場合は登録をお控えください。)
ホームページへの 貴団体名等の掲載可否		<input type="checkbox"/> 掲載可能(<input type="checkbox"/> ロゴマーク提供可能) <input type="checkbox"/> 掲載不可

- 1 会社概要を添付すること。
- 2 スタートアップへの支援内容がわかる資料があれば添付すること。

※事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者サイン	
-----	-------	--------	--

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社は、下記の事項について誓約をいたします。

記

- 1 当社は、自ら(主要な出資者、役員及びそれに準ずる者を含む)が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)でないこと並びに過去5年間もそうでなかったこと及び次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ暴力団員等を利用しないことを誓約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供する又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2 当社は、自ら又は第三者を利用して次のいずれにも該当する行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をする又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する又は業務を妨害する行為
 - (5) その他(1)から(4)に準ずる行為

年 月 日

所在地 : _____

商号及び名称 : _____

代表者職氏名 : _____ 印

年 月 日

申請者名

J-Startup OKINAWA 事務局

J-Startup OKINAWA サポートーズの登録について

年 月 日付けで登録申請のあったみだしのことについては、登録要件に基づき審査した結果、
(下記の条件を付して登録を承認します。 / 下記の理由により登録を不承認とします。)

記

1 承認条件

- (1) J-Startup OKINAWA サポートーズ規約に定める事項を遵守するほか、以下の行為を行わないものとする。
- ① 知り得た企業情報の漏洩、目的外使用等の不適切な行為
 - ② 公序良俗に反する行為
 - ③ その他、社会通念上、事務局が不適切と判断する行為
- (2) J-Startup OKINAWA 事務局が実施するフォローアップ調査への協力すること。

2 留意事項

- 次のいずれかに該当すると判断したときには、登録を取り消しすることがあります。
- (1) サポーターが、法令又は法令に基づく大臣の処分若しくは指示に違反したとき。
 - (2) サポーターが、暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。
 - (3) サポーターが、サポートーズとして不適切と事務局が判断したとき。
 - (4) サポーターが、サポートーズの登録時の支援内容の実施が難しいと事務局が判断したとき。
 - (5) サポーターが、事務局が実施するフォローアップ調査に協力しないとき。

(※以下、不承認の場合)

1 不承認理由

様式3

年 月 日

J-Startup OKINAWA 事務局 宛

所 在 地

商号及び名称

代表者職氏名

J-Startup OKINAWA サポートーズに係る退会申請書

J-Startup OKINAWA サポートーズを退会したいので申請します。

連絡担当者	所 属	
	職 氏 名	
	電 話 番 号	
	E-mail	

様式4

年 月 日

J-Startup OKINAWA サポーターズ名

J-Startup OKINAWA 事務局

J-Startup OKINAWA サポーターズ退会通知書

(※1 退会申請の場合)

年 月 日付け退会申請に基づき登録を抹消したので通知します。

(※2 事務局による登録抹消の場合)

下記の理由により登録を抹消したので通知します。

記

取消理由

別紙

登録要件

J-Startup OKINAWA 事務局は、以下のサポーターズの種別ごとに掲げるすべての要件を備えている場合、サポーターズの登録を承認することができる。

1 民間企業・団体会員

- (1) スタートアップ支援の知見と経験を豊富に有していること。
- (2) 以下のいずれかの支援が実施可能であること。
 - ① 事業活動に係る支援
クラウドサービス等の無償提供、情報発信、技術・経験を有する人材派遣など。
 - ② 場の提供等に係る支援
自社保有スペースの提供、ピッチイベント等への招待、展示会・見本市への出展支援、市場調査等実施、実証フィールドの提供など。
 - ③ 協業に係る支援
以下のスタートアップ企業との協業に対する相談窓口の設置及び担当者の明確化等の積極的な協力(スタートアップ企業との協業実績がある企業に限る。)。なお、自社製品の販路拡大等、営業目的ではないこと。
 - ・プロトタイプ導入
 - ・共同研究及び新商品開発に係る自社リソース提供
 - ・販売チャンネル及び人的ネットワーク提供 など
 - ④ 資金調達に係る支援
資金調達に係る相談(金融機関又はベンチャーキャピタルなど資金を供給する機能を有する企業に限る。)など。
- (3) 無償で提供され、かつ、J-Startup OKINAWA 企業に対して独自若しくは新設されたサービスを有すること。
- (4) 法人格を有する団体であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) J-Startup OKINAWA の目的にふさわしくない行為、または、J-Startup OKINAWA の活動を妨げるような行為を行っている団体ではないこと。

2 公的機関会員

- (1) スタートアップ企業に対する支援を実施していること。
- (2) 以下のいずれかに該当する団体であること。
 - ① 国
 - ② 地方公共団体
 - ③ 国又は地方公共団体の外郭団体